

同居・別居の詳細

1. 同居・別居の判断について

被保険者と住居および家計を共同にすること

生活費を共にし、同じ家で寝食を共に一緒に暮らしている場合は「同居」、それ以外は「別居」となります。二世帯住宅で家計を分けている場合は「別居」となり、同じ住所でも仕送りが必要となります。

なお、下記2.のとおり、別居でも仕送り証明の提出が免除される場合があります。

2. 仕送り証明の提出が免除される被扶養者

①子ども（16歳未満および16歳以上の学生）

但し、個別事情（就職・結婚等で自立後に、再度、学生となった場合や、配偶者と同居している子ども等）により、仕送り証明を提出いただく場合もあります。対象の方には、個別に依頼をさせていただきます。

②被保険者の単身赴任（※）により別居となった配偶者を含む家族

※会社の転勤命令による単身赴任であることが条件となります。

例：単身赴任前から妻・父・母と同居していた被保険者が家族を残して単身赴任する場合は、自宅に残った家族（妻・父・母）の仕送り証明の提出は不要です。

単身赴任前：【同居】被保険者・妻・父・母

単身赴任後：【単身赴任】被保険者

【別居】妻・父・母 ⇒ 仕送り証明は不要

なお、以下の方は上記に該当しないため、仕送り証明の提出が必要です。

- ・配偶者が被保険者の赴任先で同居した場合で、自宅に残った配偶者以外の家族

例：妻を赴任先に帯同し、父・母が自宅に残った場合は、自宅に残った父・母は別居となり仕送り証明の提出が必要です。

なお、義父・義母等、被保険者と同居であることが扶養の必須条件となる家族が自宅に残り別居となった場合は、別居した時点で扶養から外す必要があります。

単身赴任前：【同居】被保険者・妻・父・母

単身赴任後：【単身赴任先で同居】被保険者・妻

【別居】父・母 ⇒ 仕送り証明が必要

- ・単身赴任前から配偶者と別居していた場合で、自宅に残った家族

例：妻と別居している被保険者が単身赴任し、父・母が自宅に残った場合は、自宅に残った父・母は別居となり仕送り証明の提出が必要です。

単身赴任前：【同居】被保険者・父・母

【別居】妻 ⇒ 仕送り証明が必要

単身赴任後：【単身赴任】被保険者

【別居】父・母 ⇒ 仕送り証明が必要

【別居】妻 ⇒ 仕送り証明が必要（単身赴任前と同様）

・独身の被保険者が単身赴任した場合で、自宅に残った家族

例：独身の被保険者が単身赴任し、父・母が自宅に残った場合は、自宅に残った父・母は別居となり仕送り証明の提出が必要です。

単身赴任前：【同居】被保険者・父・母

単身赴任後：【単身赴任】被保険者

【別居】父・母 ⇒ 仕送り証明が必要

③養護老人ホームや、老人以外の福祉施設に入居している家族

但し、施設に入居している家族自身が費用を賄っている場合は仕送り証明の提出が必要です。また、入居施設により、仕送り証明の提出が必要となる場合もあります。

(例：介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、特別養護老人ホーム等)

④入院、里帰り出産、親の介護等で一時的に別居している家族

以上